平成３０年（フ）第４０号
長野県佐久市内山607番地11
債務者　髙林　宣夫
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第４０５号
神戸市北区緑町８丁目１番３―402号
債務者　伊瀬知秀幸
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０６号
神戸市北区緑町８丁目１番３―402号
債務者　伊瀬知かおり
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号
長崎県長崎市目覚町23番32―403号
債務者　小浦　夏帆
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
長崎県対馬市上県町犬ケ浦212番地
債務者　藤谷　松義
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
長崎県対馬市上県町犬ケ浦212番地
債務者　藤谷百合江
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
茨城県古河市稲宮1043番地１
債務者　勝　喜代美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第４９号
群馬県みどり市大間々町大間々128番地10
パールハイツ小林102号
債務者　大野　敏雄
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第５１号
群馬県桐生市本町６丁目372番地の２　市営205号
債務者　曾田　建一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第６０号
富山県高岡市内免２丁目９番10号、前住所富山県高岡市内免２丁目８番８号
債務者　東　　俊宏
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第８１号
長野県松本市寿北２丁目６番２号　松岡病院、前住所長野県松本市浅間温泉３丁目31番22号　グリーンハイツ浅間106号室
債務者　横水　直人
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第８８号
静岡県富士市江尾511番地の18
債務者　澤田　雄司
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９１号
静岡県富士市日乃出町161番地の１　ファインスクェア富士日乃出町403号
債務者　小林寿美子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２３号
三重県伊賀市上野伊予町1134番地　ｓｕｎｌｉｔ伊賀上野205号
債務者　城本　　侑
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第２７６号
兵庫県西宮市甲子園口北町４番３―403号
債務者　久下　昌枝
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市山根434番地　サンライズ434西棟201
債務者　藤本　正行
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部